

佐渡市若者移住家賃補助金

佐渡市内の民間賃貸住宅を借り上げた際の、住宅家賃の一部を予算の範囲内で補助します

対 象 者

次の(1)~(4)のいずれにも該当する方で、(5)または(6)に該当する方

(1) 市内の民間賃貸住宅を借り上げた方

(2) 次のいずれかに該当する方

- ・満年齢 40 歳未満の方（申請年度（初年度）4 月 1 日時点）
- ・夫婦の場合、満年齢の合計が 80 歳未満の方（申請年度（初年度）4 月 1 日時点）
- ・中学生以下の子供がいるひとり親世帯（申請日（初年度）時点）
- ・子供が3人以上いる多子世帯（申請日（初年度）時点）

(3) 本市に転入する前の直近2年間、連続して市外に 2 年以上居住していた方で、本市に住民登録してから1年以内の方

(4) 外国人の場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法に定める永住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者であること

(5) 住民登録の日から 3 年を超える期間、本市に居住する意思がある方

(6) 市外に所在する事業所等に所属し、住民登録をした日から市内で1年以上継続したテレワーク勤務が見込まれる方



※ただし、入居者が次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ・国の機関または地方公共団体の正規職員
- ・進学又は転勤に伴う転入者
- ・市税の滞納がある方
- ・生活保護法による保護を受けている方
- ・世帯員にこの補助金の交付を受けた者がいる方
- ・公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、親族所有の住宅等に入居した方

補 助 金 額 ・ 期 間

家賃から住宅手当等を控除した額

× $\frac{1}{2}$

※賃借料の月額（管理費、共益費、駐車場料金等を除く）から住宅手当等を除いた額の2分の1に相当する額（1,000 円未満の端数切捨て）とする。

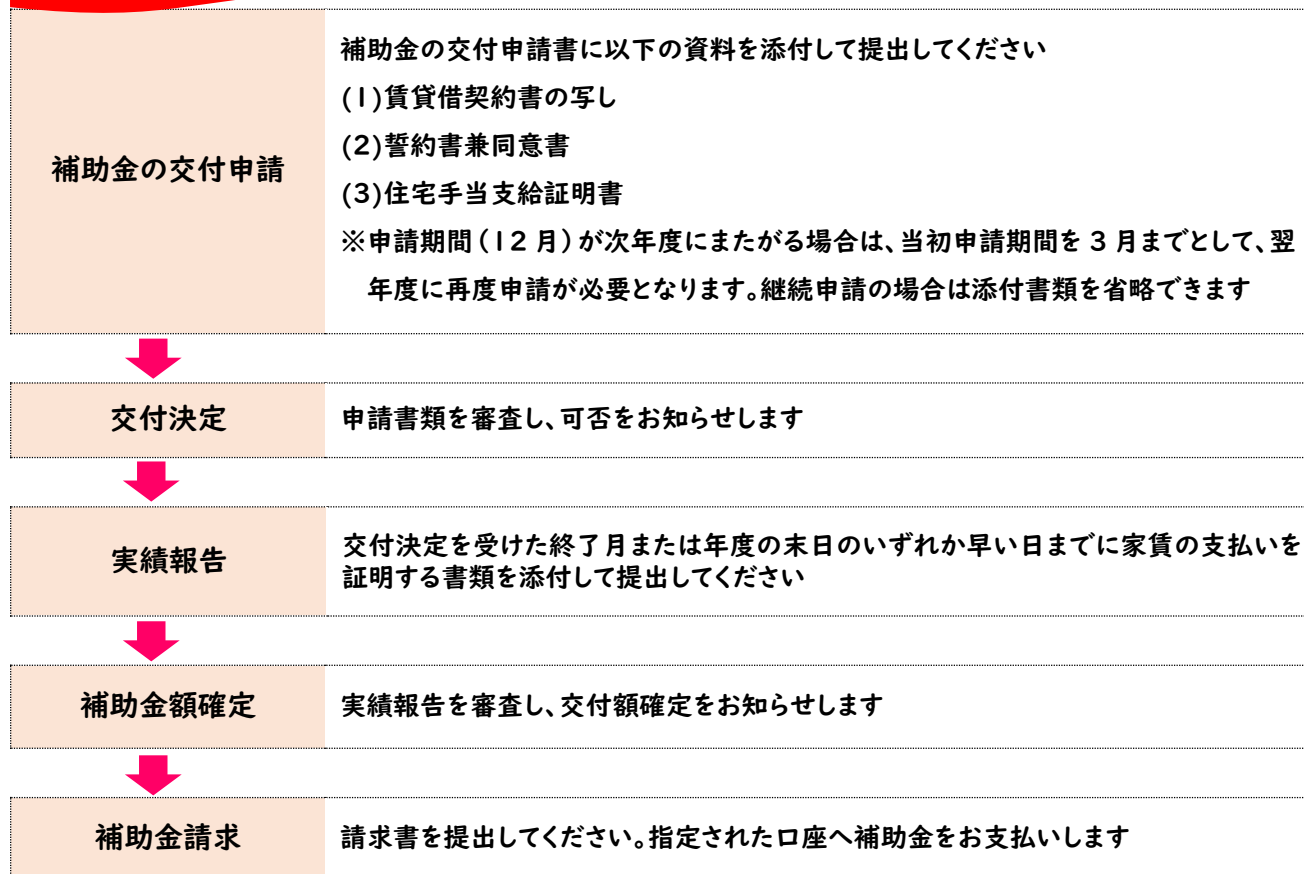
※交付を決定した月（月途中入居の場合は当該月の翌月）から起算して12 月以内とする。

・県外移住者は月額 2 万円、県内移住者は月額 1 万円を上限とする。

申請方法

補助対象者要件をご確認のうえ、「若者移住家賃補助金交付申請書」に必要書類を添付して提出してください。

手続きの流れ



留意事項

次のいずれかに該当するときは、佐渡市若者定住家賃補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります

- (1) 住民登録の日から3年以内に市外に転出又は居住の実態がないと判断したとき
- (2) 市税を滞納したとき
- (3) 生活保護法による保護を受けたとき
- (4) 賃貸借契約を解除したとき
- (5) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき

《制度に関する申請・お問い合わせ先》

佐渡市役所 地域振興部 移住交流推進課 移住交流推進係

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232

TEL 0259-67-7153 E-mail: r-iju@city.sado.niigata.jp

佐渡移住相談窓口 TEL 080-2596-5371 E-mail: sado-iju@city.sado.niigata.jp

